地域公共交通確保維持事業（離島航路構造改革補助）

国土交通省

離島航路の維持・改善のため、協議会において当該航路の経営診断等で問題点や課題を把握した上で、将来の欠損増大・経営破綻を回避するための改革の取組みを支援

構造改革補助のスキーム

協議会 → 調査事業（航路診断・経営診断） → 航路改善計画（補助 100%） → ① 船舶の公設民営化 対象：地方公共団体 → 代替建造・買取 又は ② 効率化船舶の建造 対象：航路事業者 → 代替建造

① 船舶の公設民営化

制度概要

・民間、3セクの航路事業者に対して貸し渡すため船舶を保有する地方公共団体に対して支援

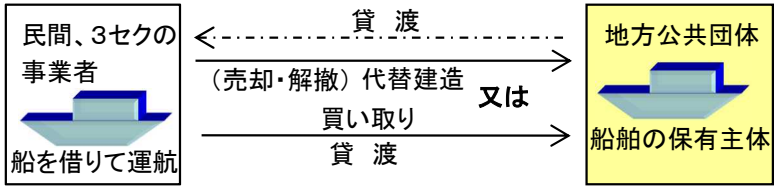

30%（補 助）	70%（過疎債（充当率100%、交付税措置率70%）及び辺地債（充当率100%、交付税措置率80%）の充当が可能）

公設民営化の補助要件

（以下のいずれかに該当する船舶）

・離島航路事業者に代わり、地方公共団体が代替建造する船舶
・離島航路に就航する船舶のうち、地方公共団体が買取を行うもの

② 効率化船舶の建造（共有建造）

制度概要

・省エネルギー設備機器を要する船舶等効率化船舶へ代替建造する航路事業者に対して支援

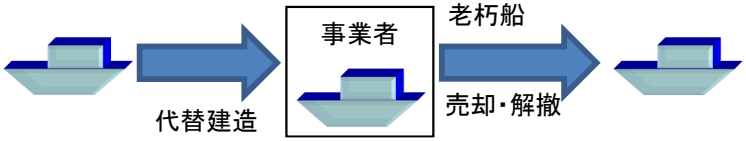

10%（補助）	90%（（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構による船舶共有建造制度の活用が可能。同機構の負担部分は、事業者が共有期間を通じて毎月、船舶使用料として支払う。）

効率化船舶の補助要件

（以下のいずれかに該当する船舶）

・省エネルギー設備機器※を要する船舶
・既存船舶のトン数を10%以上小型化した船舶
・離島航路事業者が共同で利用する予備船舶

※　省エネルギー設備機器：ターボチャージャー、推進効率改善に寄与するプロペラ設備、特殊舵、バルバスバウキャップ、燃料改質器